

〔様式 2-1表〕

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。
つきましては、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、
確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨 学 生 番 号								学籍番号		提出日	西暦 20 年 月 日			
6			0							生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)			
東京工業大学								学院	系	年次	フリガナ 氏 名 (自署)	印		

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借用金額」を訂正する場合のみ必要です。
※訂正を行う場合は、訂正箇所にて二重線を引いて、はっきりと読み取れるように、訂正箇所の直近余白に書き直してください。なお、下記の2つ目の箇所を除いて、訂正印は不要です。
①「変更後の借用金額」(人的保証の場合は本人印・連帯保証人実印・保証人実印、機関保証の場合は本人印による訂正印が必要) ②「保証制度」(連帯保証人欄は連帯保証人実印、保証人欄は保証人実印による訂正印が必要)

変更後の借用金額 (予定・総額)										借用金額訂正方法は 「【参考】変更・訂正後の借用金額(予定)【署名】欄の訂正方法等について」を参照してください。
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※変更後の借用金額は、増額後の月額を反映させた貸与期間中に貸与される総額を右つめて記入してください。**希望する奨学金月額とは異なります。**
※本願出による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額をご記入ください。
※第一種奨学金と併せて、給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受けていることにより、第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている場合は、「変更後の借用金額」は記入不要です。
※本願出に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額として取扱います。

■ 月額変更 (「変更可能月額一覧表(第一種奨学金)」を参照して記入してください。)

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) (☒ 該当にチェック)	☐ 自宅 ☐ 自宅外	入居日	西暦 年 月 日入居				〒					
		※自宅外に記した場合は入居日及び住所の記入は必須										
生 計 維 持 者 住 所	生計維持者氏名 〒											
	()											
生 計 維 持 者 住 所	生計維持者氏名 〒											
	()											
変更内容 (①～⑥のうち、 該当するいずれ かに ☒)	通学形態変更を 伴う増額	◆2020年度以降採用者は自宅外月額の貸与を受けるための一定の要件があります。詳細は学校に確認してください。 ☐ ①入居日から提出日まで3か月以内に入居日の属する月以降が増額始期 ☐ ②入居日から提出日まで3か月経過→提出日の属する月以降が増額始期 ☐ ③通学形態変更を条件としない月額の範囲内で増額→提出日の属する月以降が増額始期 (※1) ☐ ④授業料等減免のみ支援を受けている者がその支援を受けなくなった場合→提出日の属する月以降が増額始期 ☐ ⑤大学院生→提出日の属する月以降が増額始期 ☐ ⑥転学・編入学(様式6・様式7-1)と同時に増額→学校担当者に増額始期を確認してください。										
	通学形態変更を 伴わない増額											
増額始期	2 0		年		月	※ ①～⑤の増額始期が無記入の場合、①は入居日の属する月、それ以外は提出日の属する月が増額始期となります。						
従前の奨学金月額					円	→	希望する奨学金月額					円
変更する理由												

※1.本願出にて第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている場合であっても、同一の支援区分で選択できる範囲内で貸与月額を増額することができます。
※2.第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている期間内に、通学形態を変更する場合は、給付様式2-1又は給付様式35を提出してください。
※3.第一種奨学金と併せて第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を除く)の貸与を受けている場合は、借り過ぎにご注意ください。

■ 保証制度

※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。
※「変更後の借用金額」欄が記入不要の場合は、「■保証制度」欄 連帯保証人および保証人の署名・押印及びそれぞれの印鑑登録証明書の提出は不要です。

※印鑑登録証明書を添付	機関届出の 連帯保証人	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。 住所 〒 (自署) 氏 名 生年月日 年 月 日 実印 電話番号	
		機関届出の 保証人	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、本人が返還すべき返還未済額の2分の1を保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。 住所 〒 (自署) 氏 名 生年月日 年 月 日 実印 電話番号
	□機関保証		今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととさせていただきます。
			*機関届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願出提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

(親権者又は未成年後見人) 住所・氏名(自署)	〒	(親権者) 住所・氏名(自署)	〒
(印:)		(印:)	

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がある場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 東京工業大学

関係課長(※) 学生支援課長

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名) (-)	
●学校記入欄 ☒ を記入)	
返還誓約書機構提出	☐ 済
2018年度以降入学者で、 最高月額選択可能対象者	☐ 済
※スカテA C等で最高月額が選択可能か確認	
学 校 番 号	区 分
1 0 4 0 0 9	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報(奨学のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■変更可能月額一覧表(第一種奨学金)

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学の者は、自宅通学の月額も選択可能です。
5. 最高月額不可で採用になった者は、最高月額欄の月額は選択できません。
そのため、自宅外通学の者が自宅月額の最高月額欄を選択することはできません。

対象者	2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可能月額 ※高等専門学校については4・5年生が対象							
区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年生)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額 (※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月 額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者	上記以外の者の変更可能月額			
区 分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校 (1～3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円

■変更可能月額一覧表(給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合)

給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます。
併給調整後の貸与月額は、下表のとおりです。

※大学院については、給付奨学金(新制度)対象外のため、貸与月額の調整はありません。
※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から
通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。
※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、
2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

■月額変更願(届)記入時の注意点

「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。
(様式2-1)「変更後の借用金額」欄に記入する金額は必ず学校に確認してください。

(単位:円)

大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)	0 (0)	10,600 (13,900)	27,700 (20,000、32,400)
	自宅外	0	0	13,800	0	0	21,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	21,700 (20,000、30,300)	0 (0)	8,400 (15,600)	20,000、31,200 (20,000、39,800)
	自宅外	0	0	19,200	0	0	28,700

(単位:円)

短期大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	3,800 (7,100)	24,300 (29,000)	0 (1,400)	14,600 (17,900)	29,700 (20,000、34,400)
	自宅外	0	0	17,800	0	0	23,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	22,900 (28,500)	0 (0)	7,400 (11,600)	20,000、30,200 (20,000、35,800)
	自宅外	0	0	17,400	0	0	24,700

(単位:円)

高等専門学校 (4・5年生)	通学形態	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	7,900 (5,600)	20,200 (20,700)	20,000、32,500 (20,000、35,800)
	自宅外	0	15,100	20,000、33,000
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	24,600 (28,800)
	自宅外	0	0	26,000

※高等専門学校本科1～3年生については、
給付奨学金(新制度)対象外のため、
第一種奨学金の貸与月額は制限されません。

(単位:円)

専修学校 (専門課程)	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	1,900 (3,800)	16,200 (19,500)	20,000、30,500 (20,000、35,200)	8,800 (10,700)	20,800 (24,100)	20,000、32,800 (20,000、37,500)
	自宅外	0	0	24,000	0	1,800	26,300
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	23,800 (29,400)	0 (0)	5,700 (9,900)	29,300 (20,000、34,900)
	自宅外	0	0	18,300	0	0	23,800

変更後の借用金額とは 月額を増額した場合、貸与終了後に返還することになる**総額（予定）**です。

※第二種奨学金の場合で、同じ奨学生番号で入学時特別増額貸与奨学金を受けている場合は、入学時特別増額の金額も含まれます。

※**給付奨学金（新制度）を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合は第一種奨学金の貸与月額が調整されるため、**
 以下のような算出ができない場合があります。

あなたの変更後の借用金額： 円

= **[A]** 月額変更を希望する月から貸与終了月までの月数 か月 × **[B]** 月額の差額 円 + **[C]** スカラPSに記載された「貸与総額（予定）」 円

スカラPSにログインすると、
 「詳細情報」タブの画面から、あなたの奨学生番号ごとの詳細情報が確認できます。
 (URL : https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do)

(例) 第一種奨学金を2016/4～2020/3（48か月）で採用されている。
 2018/4/1に自宅から自宅外へ転居したため月額を54,000円から64,000円に増額を希望。
 月額変更願を2018/8/20に学校へ提出した場合の②変更後の借用金額は？



point! 入居（転居）日から3か月以上経過しているため、
 提出日の属する2018年8月が増額始期
 ⇒ **[A]** 20か月 × **[B]** 10,000円 + **[C]** 2,592,000円 = **2,792,000円**

前回ログイン日時: 2019年02月05日 20時42分04秒

スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

全体概要 詳細情報 各種届出・繰上 奨学金維持開提出 個人情報

奨学生番号ごとの詳細情報

奨学生番号ボタンを押すと、各番号ごとの詳細情報を表示します。

6160466666

8160488888

奨学金情報

奨学生番号	6160466666
状態	貸与
学校名	学生支援大学
貸与期間	2016年04月～2020年03月
貸与月額(自宅)	54,000円
貸与消額(第一種奨学金)	1,944,000円
貸与総額(予定)	2,592,000円

※ **貸与明細**

A 月額変更を希望する月から貸与終了月までの月数
 ⇒増額始期（例では2018/8）から、
 貸与が終了する月（例では2020/3）までの月数（例では20か月）
 ※貸与期間中に休止／停止期間がある場合は、画面下部「貸与明細」欄に
 表記されている貸与期間・貸与月数を参照してください。

B 月額の差額
 ⇒「希望する奨学金月額」から、「従前の奨学金月額」を差し引いた金額
 （例では64,000円－54,000円＝10,000円）

C 貸与総額（予定）
 ⇒月額変更する前の時点での貸与予定総額（例では2,592,000円）



第二種奨学金貸与者で同一奨学生番号で
 入学時特別増額の貸与を受けている場合は、
 金額が表示されています。
 貸与増額（予定）にも入学時特別増額は
 含まれています。

学校提出日

月 日

[様式2-1・2-3 増額共通]

本人用チェックシート（増額）

返還誓約書は提出していますか？

☐ はい ☐ いいえ（不備解消中を含む）→「いいえ」と回答した方は月額変更申請できません

■「はい」と回答した方は、下記チェック項目を確認のうえ、「月額変更願（届）」を学校へ提出してください

番号	チェック項目	☐ チェック
1	黒又は青のボールペンで記入してください。 (注) 消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。	☐
2	提出日は願出を学校に提出する日を記入してください。	☐
3	奨学生番号や学校名に記入漏れはないか確認してください。	☐
4	本人が自署しているか確認してください。	☐
5	変更後の借用金額を記入しているか確認してください（併給調整中の人は記入不要です）。 正しい金額が不明な場合は学校担当者へ確認してください。 訂正する場合は、変更後の借用金額訂正方法をよく確認しましょう。 (参照: 「【参考】『変更・訂正後の借用金額（予定）』『署名』欄の訂正方法等について」) 訂正方法含めて不備返送となれば、増額振込が遅くなる場合があります。	☐
6	第一種奨学金貸与者のみ 「希望する奨学金月額」で「自宅外月額」を選択している場合は、必ず「本人現住所」及び 「生計維持者住所」欄の記入が必要です。 本人現住所と生計維持者住所が同一の場合は、自宅外月額は選択できません。	☐
7	「自宅外月額」を希望する場合は、自宅外通学となった日を入居日に記入してください。 (注) 自宅外月額へ変更する場合は、生計維持者と別に住んでいることがわかる証明書類 (賃貸借契約書等) を学校へ提出してください。	☐
8	増額始期を記入しているか確認してください（原則提出日の属する月以降が選択可能です）。	☐
9	従前の奨学金月額・希望する奨学金月額を記入しているか確認してください。 (選択可能月額が不明の場合は、「変更可能月額一覧表」を確認してください。)	☐
10	変更する理由を記入しているか確認してください。	☐
11	人的保証選択者のみ 連帯保証人・保証人の自署・実印の押印が該当欄にあるか確認してください。 (注) 不備は連帯保証人・保証人それぞれの実印で訂正してください。	☐
12	連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書が添付されているか確認してください。 (注) 「変更後の借用金額」欄が記入不要の場合、署名・押印及び印鑑証明書の添付は不要です。	☐
13	提出日時点で未成年者の場合は、親権者（未成年後見人）の署名があるか確認してください。 ・両親がいる場合は必ず両名の署名が必要です。 ・提出日時点で親権者でない場合（離婚・死別・誤登録）は、その旨を余白に記入してください。	☐
14	訂正方法は正しいかを確認してください。訂正が必要な箇所は必ず二重線を引いてください。 (修正液、修正テープの使用や、塗りつぶし、なぞり書きによる訂正は認められません。)	☐

印鑑登録証明書は願
(届) 出にホチキス
で留めてください

不備返送が多数発生しています。

振込遅延にもつながりますので、提出前に再確認を行いましょう